

## 令和 8 年度飲酒運転撲滅運動推進事業業務委託公募仕様書

実施内容は下記のとおりにつき、熟覧の上入札（見積）してください。

項 目	内 容		
委 託 業 務 名	令和 8 年度飲酒運転撲滅運動推進事業業務		
委託期間	契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで		
委託業務 の 概 要	<p>飲酒運転撲滅の気運の高揚を図ることを目的とした、以下のことを柱とする総合的な飲酒運転撲滅運動推進事業の企画及び実施に関する一切のこと。</p> <p>① 啓発イベント等の企画・運営 ② 海の中道飲酒運転事故風化防止ランディングページの作成・発信 ③ 啓発資材の制作・管理</p>		
委託内容	本事業の「事業計画書」のとおり		
業務仕様	項 目	内 容	数 量
	企画費	飲酒運転撲滅推進運動の企画・運営費	一 式
	制作費	啓発資材等	一 式
	イベント等 実施費	県民大会、啓発イベントの企画・実施 その他の啓発	一 式
注意事項	<p>○ 本契約は、交通事故をなくす福岡県県民運動本部が実施する。</p> <p>○ この事業を受託しようとする者は、本仕様書の条件を満たした上で、「令和 8 年度飲酒運転撲滅運動推進事業業務委託企画提案競技実施要領」に従って企画提案書を作成し、期限までに提出すること。</p> <p>○ 事業実施に伴う成果物の所有権及び著作権は、運動本部に帰属するものとする。なお、運動本部に著作権等が帰属しないものについても、当該事業に係る目的の範囲内で、運動本部が複写・複製し使用することを許諾したものとする。</p> <p>○ 受託者は、契約締結後、事業全体の実施計画、報告方法・時期等について運動本部と協議を行い決定すること。また、個別事業の実施に当たっては、運動本部の意向を尊重し、実施期日及び内容について、運動本部と適宜協議を行うこと。</p> <p>○ 受託者は、委託業務の完了の日から起算して 10 日を経過する日までに、任意の書式で、実績報告書を運動本部に提出すること。</p> <p>○ その他事業実施について詳しくは、仕様書別紙 1「令和 8 年度飲酒運転撲滅運動推進事業 事業計画書」を参照すること。</p>		
項 目	内 容		
暴 力 団 排 除 について	福岡県暴力団排除条例に基づき、暴力団の公的事业への関与を排除するため、契約内容に暴力団排除条項を盛り込むとともに、意思表示の合致に争いが生じないよう誓約書を提出することを契約締結の条件とする。		